

令和 2 年

4 月 1 日

より変更！

# 時間外(夜間・休日)において

紹介状なし初診時の料金が変わります！

初診の方は必ず**紹介状**をお持ちください。

初診時保険外併用治療費とは、平成 8 年 4 月 1 日の健康保険法改定に伴い、「初期の治療は地域の医院・診療所等で、高度・専門医療は病院(200 床以上)で行う」という、医療機関の機能分担の推進を目的として厚生労働省より制定された制度です。この制度に基づき、当院では初診時に紹介状をお持ちでない患者さまを対象に保険外併用治療費として自費で 5,500 円（消費税込）をご負担いただいております。

昨今、時間外に受診される患者さんの中には、緊急性がない軽症の方が少なからず受診されています。このため、本来の対象である重症の救急患者さんへの迅速な対応に多大なる影響が出ています。このような状況を改善し、本来の救急業務を遂行するため、**令和 2 年 4 月 1 日より時間外(夜間・休日)においても同様に自己負担いただくことになりました**ので、お知らせいたします。

地域の皆様に安全で質の高い救急医療を提供するためのやむを得ない措置ですので、皆様のご理解をお願い申し上げます。

## ■ ご負担の定義について

保険外併用療養費 ご負担対象	保険外併用療養費 ご負担対象外
<ul style="list-style-type: none"><li>・当院に初めて来院される場合</li><li>・以前に当院で受診され、治癒もしくは治療が完了し、その後新たに受診される場合(疾病によっては最終来院日より日数経過の場合、治癒したと判断される場合もあり)</li><li>・患者様が任意に治療を中止し、改めて当院を受診される場合</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・他の医療機関等からの紹介状をお持ちの場合</li><li>・今回の診療科は初診だが、別の診療科に通院中の患者様(※)</li><li>・救急車等で来院され、緊急な診療(緊急診療等)が必要な患者様</li><li>・生活保護法による医療扶助、国の公費負担医療制度(特定の障がい・疾病等)受給中の患者様</li><li>・当日受診があり、症状増悪により救急外来再受診となった患者様</li><li>・医師より注射・処置等のため救急外来を受診するよう指示された患者様</li></ul>

※ 歯科口腔外科(歯科) とその他診療科(医科) とは、別医療機関扱いとなるため、医科に通院中で、歯科に初めて受診する場合や、その逆の場合を除く

## ■ ご負担額について

5,500 円（税込）

## ■ 対象日及び時間帯について

平日…17:00～翌朝 9:00

土曜…12:45 以降

日・祝日、年末年始(12/29～1/3)、創立記念日(11/5)…終日

## ■ 開始日について

令和 2 年 4 月 1 日（水）より

病院長

近畿大学奈良病院